

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
1	子ども医療対策事業	子育て支援課	医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの保健の向上と健やかな子育てがされている。	中学校3年生までの児童の医療に要する保険診療の自己負担分について全額を助成する。	現物給付及び償還払いによる助成を行い、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行うことができました。 なお、保護者に対して子ども医療の適正受診を周知しており、引き続き削減の効果等を見極めていく必要があります。	妥当性	A	市の子育て支援の主要事業であり、他市町村でも同様の事業が実施されています。子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減する施策であり、市民ニーズも高いことから継続して実施する必要があります。	一部改善	中学3年生までの医療費を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行います。保護者に適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討を行います。
						有効性	A	子どもの健康にも結びつく事業であり、広く子育て世帯の経済的負担が軽減されています。		
						効率性	B	中学3年生まで自己負担なしで実施していますが、助成額の負担が大きくなっています。適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討が必要です。		
2	家庭児童相談事業	子育て支援課	児童とその家族が良好な生活を送れる。	ケースワーカーと家庭児童相談員が、家庭及び児童のあらゆる相談に応じる。併せて、母子・父子自立支援員として母子・父子家庭・寡婦家庭の相談や指導、婦人相談員としてDV被害者への相談や必要な支援を行う。	児童とその家庭が良好な生活を送れるよう各種相談に応じ、関係機関との連携を行いながら、問題解決のための支援を行うことができました。	妥当性	A	児童福祉法第10条第1項第3号において、市の相談業務が義務づけられています。	現行どおり	家庭及び児童に関する相談機関として、ケースワーカーと相談員が面接や家庭訪問、関係各課・機関と連携し問題解決に向けた支援を行います。（令和3年度より、児童虐待防止・DV被害者支援事業と一本化し、子ども家庭総合支援事業として展開）
						有効性	A	児童や家庭に関するあらゆる相談に応じることで、問題解決のための支援を行うことができます。		
						効率性	A	各種研修に参加したケースワーカーと家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、婦人相談員を兼務した相談員が対応しています。婦人相談活動強化事業による国庫補助金を受けています。		
3	児童虐待防止・DV被害者支援事業	子育て支援課	児童が虐待により死亡しないこと。被虐待児童とその養育者が効果的な支援を受けられる。また、DV被害者がDVを受けなくなる。	児童の健全育成を担う関係機関で構成される「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会(CANPY)」を運営し、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児への適切な対応及びDV防止にかかる支援を実施する。また、DVによる生命の危険から安全を確保するため、避難先の確保や費用の支給を行う。	関係機関と連携をとり、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児への適切な対応、また、DV防止にかかる支援を実施しました。	妥当性	A	児童虐待通告件数、DV相談件数が増加している中、早期発見やその適切な支援及び暴力を防止するため必要な事業です。	現行どおり	引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止やDV被害者支援につなげ、市民の生命や安全を確保します。（令和3年度より、家庭児童相談事業と一本化し、子ども家庭総合支援事業として展開）
						有効性	A	関係機関と連携し、被虐待児童及びDV被害者の早期発見やその適切な支援及び暴力を防止することができます。		
						効率性	A	家庭児童相談システムの活用により事務処理を効率化しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
4	養育医療給付事業	子育て支援課	生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成が行われている。	生命の危険のある未熟児に対し、県の指定した医療機関による医療を現物給付により実施する。また、保護者の所得に応じ国の定めた自己負担金を徴収する。	現物給付を行い、児童の福祉に寄与することができました。	妥当性	A	母子保健法第20条により、市が実施主体と位置づけられているため、必要な事業です。	現行どおり	生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成を支援します。
						有効性	A	未熟児に必要な医療を給付することにより、乳児の生命の保護及び健康の増進が行われています。		
						効率性	A	件数が少ないため、電算化せず、現在の実施方法が最適と判断します。国、県の負担金があり、財源確保に問題はありません。		
5	児童手当支給事業	子育て支援課	中学校修業までの児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭における生活が安定し、次代の社会を担う児童が健全に育っている。	児童手当支給該当者に対し、児童手当制度の案内、申請の受理、審査、支給を行う。	保護者等の経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	児童手当法に基づき実施しています。	現行どおり	児童手当支給該当者に対し、児童手当制度の案内、申請の受理、審査、支給を行います。
						有効性	A	児童手当を支給することにより、生活が安定し児童が健やかに成長しています。		
						効率性	A	児童手当法により、国、県、市及び事業者の費用負担割合が定められています。また、児童手当システムにより事務処理の効率化や現況届発送事務処理委託を行い、事務を効率化しています。		
6	ひとり親家庭等支援事業	子育て支援課	子育てをするひとり親家庭等を支援することにより、ひとり親家庭の生活が安定し児童が健全に育っている。	ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支給他)を実施する。ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支給を行う。ひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を行う。	ひとり親家庭等の生活・経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	国のひとり親家庭支援施策による「母子家庭等対策総合支援事業補助金要綱」、千葉県「ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領」等に基づき、実施している事業です。	現行どおり	ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支給他)を実施します。また、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支給を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。さらに、ひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を行います。
						有効性	A	医療費助成や自立に向けた支援により、ひとり親家庭等の経済的な支援を行っています。		
						効率性	A	ひとり親医療費は児童福祉システム(ひとり親家庭医療費助成)により、事務処理を効率化しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
7	母子生活支援施設等入所保護事業	子育て支援課	母子家庭の生活安定と向上のために必要な措置をとることで母子家庭の生活が安定する。	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子及びその児童を入所させ保護し、自立促進のため、その生活を支援する。経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせる。	母子生活支援施設及び助産施設への入所委託を行うことで、その家庭を保護し、自立促進のため、その生活を支援することができました。	妥当性	A	児童福祉法第22条及び第23条に規定されている事業です。	現行どおり	支援が必要な母子家庭及びこれに準ずる事情のある女子ならびに児童を入所保護し、生活の安定と経済的な自立を促進します。
						有効性	A	入所支援を行うことにより、母子家庭の生活が安定しています。		
						効率性	A	事業費の1/2は国庫補助金、1/4は県補助金として受けています。支援を必要とする対象者が安心して生活できるよう支援を行っています。		
8	児童扶養手当事業	子育て支援課	ひとり親等で児童を養育する者に手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活が安定し、児童が健全に育っている。	児童扶養手当支給該当者に対し手当制度の案内、申請の受理、審査・認定、支給を行う。	ひとり親家庭等の生活安定のための経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	児童扶養手当法に規定されている事業です。	現行どおり	児童扶養手当支給該当者に対し手当制度の案内、申請の受理、審査・認定、支給を行います。
						有効性	A	児童扶養手当を支給することにより、ひとり家庭等の経済的支援を行っています。		
						効率性	A	児童扶養手当法の規定されている事業であり、支給手当額の1/3の国庫補助金を受けています。児童扶養手当システムより適正かつ効率的な事務処理を行っています。		
9	児童遊園管理事業	子育て支援課	広場や遊具を備えた遊び場を、児童が安全で気軽に利用できる。	児童の健康増進や安全な遊び場として設置された市内の児童遊園の管理運営を行う。	児童に健全な遊び場を提供するため児童遊園を維持管理することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにする効果が得られました。	妥当性	A	安心・安全な遊び場を提供することは良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。	一部改善	児童遊園の管理の一部を引き続き地元自治会の協力のもと行います。また、近隣の類似施設や利用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。
						有効性	B	子どもたちの安全な遊び場を提供することで良好な子育て環境の充実に寄与していますが、近隣の類似施設や利用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。		
						効率性	A	清掃などを地元自治会の協力を得て行うことで、効率的に管理を行っています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
10	児童センター運営委託事業	子育て支援課	児童センターを適切に運営することで、児童や保護者が安心・安全に遊ぶことができる。	児童や保護者が安心・安全に遊びを展開できる場として、総合福祉センター・南部総合福祉センター内の児童センター運営を指定管理者として社会福祉協議会に委託する。	児童に健全な遊び場を提供するとともに、児童の健全な育成に関する各種事業を実施することにより、児童の心身の健やかな成長を促すことができました。	妥当性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。	現行どおり	子育て支援の一環として、児童に安心・安全な遊び場を提供するため、児童センター2か所を指定管理制度により、適正に実施します。
						有効性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境が充実しています。		
						効率性	A	外部委託することにより、効率的に運営しています。		
11	プレーパーク運営事業	子育て支援課	子どもの冒険心や好奇心をかき立てる遊び場や自然の中で思い切り遊ぶことができる。	子どもたちが木・土・水などの自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場（プレーパーク）を運営する。	自由な遊び場を通して子どもたちの交流を促進するとともに、子どものいる親たちが子育ての情報等を交換できる場を提供することができました。	妥当性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。	現行どおり	子どもたちが安全に自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場（プレーパーク）を委託により運営します。
						有効性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境が充実しています。		
						効率性	A	外部委託することにより、効率的に運営しています。		
12	子ども・子育て施策推進事業	子育て支援課	子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進することで、子育て環境が充実している。	子ども・子育て会議を開催する。「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を行う。	子ども・子育て会議を開催し、計画事業の進捗を確認しました。みんなが笑顔のまち子ども条例を周知するためのパンフレットを作成し、配布しました。	妥当性	A	子ども・子育て会議は子ども・子育て支援法第77条に基づき設置しています。（努力義務）	現行どおり	子ども・子育て支援施策に関し必要な事項について審議するため、子ども・子育て会議を開催します。計画に位置付けた各施策・事業の実効性を確保するために計画の適正な進行管理を行います。
						有効性	A	子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、関係機関等からの意見聴取は、子ども・子育て施策の推進に必要です。		
						効率性	A	事業費は委員報酬及び費用弁償が主なものであり、会議開催回数についても必要最小限に留め、コストの削減を行っています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
13	子育て情報提供事業	子育て支援課	子育てについての情報提供サービスを利用することができる。	あらゆる主体による子育て支援に関するデータベースを構築するための検討を行い、新たな情報を提供する。	市ホームページ上の子育て応援サイト「すくすく」において、最新の情報を提供することができました。また、次年度予定している子育て情報ブック「すくすく」の更新に向けた作業に着手しました。	妥当性	A	子育て支援の一環として子育て情報の提供は子育てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進のため必要な事業です。	現行どおり	ホームページにおいて、子育て世代に分かりやすい情報発信を行うとともに、情報ブック「すくすく」の更新を行います。
						有効性	A	子育て支援に関する情報を簡単に入手できることで、子育てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進につながっています。		
						効率性	A	最新の情報をホームページ等を通じて発信することで効率的に実施しています。		
14	新型コロナウイルス対策高校生家庭等支援事業	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている高校生等がいる子育て家庭のうち、経済的に厳しい状況にある準要保護世帯と同水準の世帯を支援する。	高校生等がいる子育て家庭（準用保護世帯と同水準）を対象に1世帯につき5万円を支給する。	保護者等への経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている高校生等がいる子育て家庭のうち、経済的に厳しい状況にある準要保護世帯と同水準の世帯の経済的負担を軽減する必要があります。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	保護者等の経済的支援を行うことができました。		
						効率性	A	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。		
15	新型コロナウイルス対策未就学児童家庭支援事業	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、生活様式の変更を余儀なくされている未就学児（0歳から6歳）のいる子育て家庭を支援する。	未就学児（0歳から6歳）のいる子育て家庭を対象に、生活を支援するため、対象児童1人あたり、5千円を支給する。	保護者等への経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、生活様式の変更を余儀なくされている未就学児（0歳から6歳）のいる子育て家庭の経済的負担を軽減する必要があります。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	保護者等の経済的支援を行うことができました。		
						効率性	A	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
16	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国の緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯を支援するため子育て世帯を支援する臨時特別給付金事業を実施する。	児童手当を受給する世帯を支援するため、対象児童1人につき1万円を支給する。	保護者等への経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、実施しました。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	保護者等の経済的支援を行うことができました。		
						効率性	A	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金を活用しました。		
17	新型コロナウイルス対策ひとり親家庭支援事業	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ひとり親世帯の生活を支援するため、緊急支援給付金を支給する。	ひとり親世帯の支援策として、対象世帯に対して5万円を支給する。	保護者等への経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ひとり親世帯の生活を支援することを目的として、経済的負担を軽減する必要があります。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	保護者等の経済的支援を行うことができました。		
						効率性	A	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。		
18	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、これらの世帯を支援する臨時特別給付金を支給する。	ひとり親世帯の支援策として、対象世帯に対して臨時特別給付金を支給する。	保護者等への経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などを踏まえ、経済的負担を軽減する必要があります。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	保護者等の経済的支援を行うことができました。		
						効率性	A	母子家庭等対策総合支援事業費補助金、母子家庭等対策総合支援事務費補助金を活用しました。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
19	ファミリー・サポート・センター運営事業	保育課	地域の相互援助活動により、仕事と育児が両立できている。	子育ての支援を受けたい人とそれを応援したい人が会員となり、3人のコーディネーターが会員相互のコーディネートを行う。	ファミリー・サポート・センターの運営を通じ、市民相互で行う育児の援助活動の支援を行うことができました。また、連携市間で活動等の情報共有や合同でマスクを作成し、広域連携を進めることができました。	妥当性	A	ファミリー・サポート・センターの運営は市民相互で行う育児の援助活動を支援するうえで必要な事業です。	現行どおり	市民への周知により、随時会員の新規登録がされ続けている状況であり、利用ニーズに応えるため、引き続きファミリー・サポート・センターの運営を行います。
						有効性	A	利用ニーズは多く、安定した新規会員登録があり、市民相互で行う育児の援助活動の支援ができています。		
						効率性	A	国・県の補助金を効率的に活用している事業であり、また、周知も着実に進められていることから、実施方法に問題はありませぬ。		
20	私立幼稚園等運営補助事業	保育課	私立幼稚園の費用負担を軽減することで、幼児教育を受けやすい環境ができている。	私立幼稚園設置者に対し特別支援教育運営費補助金(心身障害児の受け入れに対する補助)、預かり保育補助金(延長保育や長期休業期間における保育の実施に対する補助)、一時預かり事業(幼稚園型)補助金を交付する。	幼稚園の経営に対する経済的負担を軽減し、幼児教育体制の拡充に寄与することができました。	妥当性	A	公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児教育を向上させるため、私立幼稚園に対する支援が必要です。	現行どおり	幼児教育体制の拡充を推進するため、私立幼稚園における心身障害児の受け入れに対する補助、夏季休業期間中の預かり保育に対する補助及び幼稚園型一時預かり事業に対する補助を実施します。
						有効性	A	令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う低所得者層への補給給付事業の実施と合わせ、可能なものについて改廃をしました。その他については、私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育環境の充実と幼児教育の向上に寄与しています。		
						効率性	A	私立幼稚園のニーズを把握し、補助内容について可能なものは改廃することにより、効率的に実施しています。		
21	保育所入所等管理事業	保育課	保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受け、就業などができる。	保育希望保護者との面接、入所申請受付、入所・退所決定、延長保育決定などを行う。管外保育所入所希望者の場合は、当該市町村長と入所協議を行う。また、保育料を決定し徴収業務を行う。	適正な入所判定会議の実施、事務処理により、円滑な業務運営を行うことができました。	妥当性	A	児童福祉法の規定に基づいて実施している事業であるため必要な事業です。	現行どおり	保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受けられるよう、適正な入所判定会議の実施、事務処理により、円滑な業務運営を行います。
						有効性	A	児童福祉法の規定に基づいて、適正な入所判定会議を実施することで、適正に保育サービスが提供されています。		
						効率性	A	児童福祉法の規定に基づいて行っている事業で適正に保育サービスの提供を実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
22	保育所運営委託事業	保育課	国の基準での運営費を交付されることにより、充実した保育サービスを受けられる。	保育所及び認定こども園等に対し、国で定められた基準に基づき運営費を支出する。	児童を保育所等で教育・保育することにより子育てと児童の健全育成をすることができました。	妥当性	A	法令に基づいて実施している事業であり、すべて公立保育所での対応はできないため、私立保育園への委託は必要です。	現行どおり	法令に基づいて実施している事業であり、増大する保育ニーズのすべてを公立保育のみでは対応できないため、計画的な私立保育園への委託を活用します。
						有効性	A	児童福祉法に基づいて実施している事業であり、計画的に保育施設を確保することで、待機児童対策に大きく寄与しています。		
						効率性	A	児童福祉法に基づき、国の交付金で財源を確保しながら、私立保育園へ委託をすることにより、効率化ができています。		
23	こどもルーム運営事業	保育課	放課後家庭に保護者がいない小学生がこどもルームで保育を受けられる。	就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生の生活を守るため、放課後や夏休みなどの学校休業日に遊びや生活の場を提供するこどもルームを運営する。	市社会福祉協議会に運営を委託し、市内22ルームで学童保育を行うことにより、子育て支援と児童の健全育成に寄与しました。また、四街道小学校内に新たに1ルーム施設を整備することができました。	妥当性	A	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全育成をするために必要な事業です。	現行どおり	就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生等の生活を守るため、放課後等に適切な遊び及び生活の場としてこどもルームを提供します。また、業務委託により、適正に事業を実施します。また、和良比小学校内に新たに2階建ての施設を整備する予定です。
						有効性	A	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成に寄与しています。		
						効率性	A	市の直営ではなく、事業の一部を業務委託により実施することで、効率的に事業を行っています。		
24	保育所管理運営事業	保育課	入所児童が、清潔で安全な保育を受けられる。	清掃、機械警備業務など公立保育所の施設・設備の維持管理を行う。	各保育所における適正な保育環境を確保しました。	妥当性	A	安全で快適な保育環境を確保するために必要な事業です。	現行どおり	安全で快適な保育環境を確保するために引き続き施設・整備の維持管理業務を委託により実施します。
						有効性	A	施設・設備の維持管理に必要な最低限の業務を委託により実施しており、安全で快適な保育環境を確保することで保育サービスの充実につながっています。		
						効率性	A	施設・設備の維持管理に必要な最低限の業務を委託により実施しており、効率的に実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
25	私立保育園運営費等補助事業	保育課	運営支援を受けることで、充実した保育サービスを受けられる。	私立保育園に要綱で定められた補助金を交付する。	私立保育園の安定した運営ができたことにより、入所児童の健全な保育が行われました。	妥当性	A	私立保育園へ補助金を交付することで、安定した運営が行われ、さらには各種保育サービスの充実が保育ニーズにつながっているため必要な事業です。	現行どおり	通常保育以外の特別保育への期待が高まっていること、また、公立保育所で全ての保育ニーズへの対応は不可能であることから、私立保育園を活用した各種保育サービスを継続して提供していきます。
						有効性	A	補助金を交付することで、私立保育園の安定した運営が行われるとともに、各種保育サービスが充実しています。		
						効率性	A	公立保育所ですべての保育ニーズへの対応は不可能であるため、私立保育園での各種保育サービスを効率的に活用しています。		
26	保育所等緊急整備事業	保育課	新設、改修により保育所定員数を拡充し、保育の必要がある児童が、保育サービスの提供を受けられる。	民設・民営による認可保育所等を整備するため、施設整備の補助金を交付する。	新たな認可保育所3施設及び小規模保育事業所2施設の整備により、218人の定員を確保することができました。（5施設のうち、補助金交付4件、自主整備1件）	妥当性	A	待機児童対策としての保育所施設の整備は、市が行うものであり、民間活力の導入を中心とした保育ニーズへの対応・量の供給に必要な事業です。	現行どおり	認可保育所等の整備は待機児童解消に向けた有効な対策であり、今後も待機児童数の状況を踏まえ、民間活力の導入を中心に計画的に整備していきます。
						有効性	A	保育施設の整備により、効果的に待機児童が減少し、保育サービスが向上しています。		
						効率性	A	公立保育所として整備するよりも民間活力導入による保育所整備が効率的な方法であり、実施にあたり可能な特定財源を確保しています。		
27	保育所運営連絡調整事業	保育課	保育所間の連携を行うことで、一体的な保育が実施できている。	公立保育所及び私立保育園間との連絡調整及び千葉県保育行政主管者協議会に参加し、諸事項の検討と情報交換を行う。	市内保育所（園）連絡調整会議の開催や千葉県保育行政主管者協議会に参加することで、諸事項の検討と情報交換会を行いました。	妥当性	A	安全で良質な保育サービスの提供には保育所間等との定期的な情報交換が必要です。	現行どおり	円滑な保育事業の実施のため、市内各保育園と連絡調整や他市との情報交換を引き続き定期的に行います。
						有効性	A	適正かつ円滑な保育事業を実施するためには、市内各保育園との連絡調整や他市との情報交換は諸事項を把握するうえで効果的です。		
						効率性	A	人件費以外の経費はありませんが、効率的に事業を行っています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
28	病児・病後児保育事業	保育課	子どもが無理なく体力を取り戻せ、子育てと就労の両立がされている。	病気の回復期、病気後の児童の一時的な預かりを実施するため、市内医療機関に事業を委託する。	事業を市内医療機関に委託し、専門性のある保育を実施しました。	妥当性	A	他制度での預かりが困難な児童を対象としており、実施機関が少ないため必要な事業です。	現行どおり	市内医療機関への委託により、病児・病後児保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
						有効性	A	医療機関への委託により専門性のある保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。		
						効率性	A	民間への事業委託及び補助金の活用により効率的な運営を実施しています。		
29	幼児教育振興費補助事業	保育課	学校法人立幼稚園協会の運営のうち、幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付することにより幼児期教育の振興ができる。	学校法人立幼稚園協会の幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付する。	芸術及び文化的行事並びに研修及び研究事業を補助したことで、幼児教育が振興しました。	妥当性	A	公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児教育を向上させるため、私立幼稚園に対する支援が必要です。	現行どおり	市内の半数以上の私立幼稚園等が合同で行う幼児教育の振興に関する事業に対して補助を行います。
						有効性	A	私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育の振興に寄与しています。		
						効率性	A	市規定により、適正に実施しています。		
30	子育てのための施設等利用給付事業	保育課	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、施設等利用保護者の経済的負担を軽減する。	市が確認をした、子どものための教育・保育給付の対象である幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動推進事業を利用した3歳から5歳までの子ども又は0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるものに、支給する。	子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、施設等利用保護者の経済的負担を軽減できました。	妥当性	A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、幼児教育・保育の充実と保護者の経済的負担の軽減をするために必要な事業です。	現行どおり	幼児教育・保育を無償化するため、支給要件を満たした子どもが対象施設を利用した際に要する費用を支給します。
						有効性	A	保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。		
						効率性	A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
31	実費徴収に係る補足給付事業	保育課	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減する。	幼稚園において実費徴収している食事の提供に要する費用及び保育所等において実費徴収している日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する。	低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減できました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、保護者の経済的負担の軽減するために必要な事業です。 保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。 国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。	現行どおり	幼稚園において実費徴収している食事の提供に要する費用及び保育所等において実費徴収している日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。
32	児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	保育課	市が行う新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染拡大防止や職員の支援等に要する経費に対し補助金を交付する。	通常保育、延長保育、子育て支援センター、一時保育等の各事業における、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる経費等に対し1施設50万円を補助する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、備品等の物品の購入や施設の消毒にかかる経費を補助することにより、事業所等の感染拡大防止対策を支援することができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	令和2年度のみを対象期間とし、緊急的に新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としたものです。 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした、必要な経費に対する補助金を交付することで児童福祉施設等の感染拡大防止に寄与しました。 千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用しました(補助率10/10)。	完了	令和2年度のみのも事業です。
33	新型コロナウイルス対策保育施設支援事業	保育課	新型コロナウイルスの感染予防対策に苦慮している市内の保育施設等を支援するため、奨励金を支給する。	奨励金を給付する。 対象：市内保育施設等(認可、認可外計25施設) 給付額： 定員60名以上 1施設 20万円 定員60名未満 1施設10万円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、子どもの保育や支援を行う市内の保育事業所等へ奨励金を支給することにより、事業所等の感染拡大防止対策を支援することができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	奨励金については用途を限定したものではありませんでしたが、緊急事態宣言が出される中、運営を続けるために施設が必要とする経費に充てるための緊急措置として実施しました。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、運営を続けるための緊急措置として市内保育施設の負担軽減に寄与しました。 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。	完了	令和2年度のみのも事業です。

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
34	新型コロナウイルス対策私立幼稚園支援事業	保育課	新型コロナウイルスの感染予防対策に苦慮している市内の私立幼稚園等を支援するため、給付金を支給する。	奨励金を給付する。 対象：市内私立幼稚園等（8施設） 給付額：1施設 20万円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、子どもの保育や支援を行う市内の私立幼稚園等へ奨励金を支給することにより、事業所等の感染拡大防止対策を支援することができました。	妥当性	A	奨励金については用途を限定したものではありませんでしたが、緊急事態宣言が出される中、運営を続けるために施設が必要とする経費に充てるための緊急措置として実施しました。	完了	令和2年度のみのも事業です。
					新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、運営を続けるための緊急措置として市内私立幼稚園の負担軽減に寄与しました。	有効性	A			
					新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。	効率性	A			
35	中央保育所施設維持管理事業	保育課（中央保育所）	施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備する。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
					施設の維持管理及び環境整備をすることで、乳幼児が安全で安心できる施設となっています。	有効性	A			
					早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができます。	効率性	A			
36	中央保育所保育運営事業	保育課（中央保育所）	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	子育てをめぐる問題が増加している中で、地域子育て支援拠点の一つとして、公立保育所の機能を発揮していきます。
					保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。	有効性	A			
					保育ニーズは多く、公立保育所として多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができます。	効率性	A			

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
37	中央保育所給食運営事業	保育課(中央保育所)	安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができる。	安全かつ栄養バランスのとれた給食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。	安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づきアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子どもへ適切に対応しています。	現行どおり	安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。
						有効性	A	栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができています。		
						効率性	A	乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		
38	分園施設維持管理事業	保育課(中央保育所)	施設を適切に管理することより、保育所(分園)を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を作る。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
						有効性	A	施設の維持管理及び環境整備をすることで、幼児が安全で安心できる施設となっています。		
						効率性	A	早期の点検・修理を実施しており、子どもたちが安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができています。		
39	分園保育運営事業	保育課(中央保育所)	保育所(分園)・家庭間の連携が円滑になり、保育所(分園)への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする幼児(2歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育も実施する。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする幼児(2歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。	現行どおり	幼児の健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行います。
						有効性	A	学校の余裕教室を活用し、小規模ながらも活発に活動しています。分園と家庭間の連携が円滑になり、分園への信頼感も高まり市民が良質な保育サービスを受けています。		
						効率性	A	入所者数は定員を満たしていませんが、学校との連携を取りながら効率的な運営するなど、分園としての良さを発揮しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
40	分園給食運営事業	保育課(中央保育所)	安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができている。	安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。	安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。	現行どおり	安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。
						有効性	A	栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、幼児の健やかな成長を促進することができています。		
						効率性	A	幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		
41	千代田保育所施設維持管理事業	保育課(千代田保育所)	施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備する。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
						有効性	A	施設の維持管理及び環境整備を行うことで乳幼児が安全で安心できる施設となっています。		
						効率性	A	早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設になっています。費用も最小限に抑えることができています。		
42	千代田保育所保育運営事業	保育課(千代田保育所)	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児(0歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児(0歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育も実施しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	子育てをめぐる問題が増加している中で、地域子育て支援拠点の一つとして、公立保育所の機能を発揮していきます。
						有効性	A	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。		
						効率性	A	保育ニーズは多く、公立保育所として、多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に、発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
43	千代田保育所給食運営事業	保育課(千代田保育所)	安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができる。	安全かつ栄養バランスのとれた給食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食の提供を行いました。	妥当性	A	地方自治法、児童福祉法、市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子へ適切に対応しています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食の提供を行います。
						有効性	A	栄養バランスを考慮した新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができています。		
						効率性	A	乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		
44	保健活動地域連携事業	健康増進課	各市町村共通の保健事業のよりよい事業が展開されることにより、市民の健康増進に役立っている。	市町村保健活動に携わる者の連携強化・資質が向上する事業に対する補助金・負担金を交付する。	地域保健活動に関する事業を推進するために必要な環境の維持、整備ができました。	妥当性	A	少子高齢社会において、子育て支援事業や生活習慣病予防事業の必要性は高くなる一方であり、健康増進法第3条により、市はその対応に携わる者に資質を向上させる必要があります。	現行どおり	負担金審議会等に基づく負担金の支出を行うとともに、県内市町村との連携・研修に積極的に参加し、得られた知識や情報を、当市の保健活動に活用していきます。
						有効性	A	保健医療にかかる地方事務の増大と課題は圏域市町村で共通するものがあり、研修等に参加し得られた知識や情報により、市の保健事業の改良改善、市民サービスの向上に寄与しています。		
						効率性	A	事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会において審議されています。負担金は規約に基づき人口割・会員数割などで算出されています。		
45	保健医療体制整備事業	健康増進課	各団体の保健医療活動の実施により、市民の健康増進、健康危機対策が行われている。	保健医療に関する活動に対する補助金・負担金を交付する。	広域的な診療体制の整備や災害時の医療救護設備の整備等により、保健医療体制の維持、整備ができました。	妥当性	A	救急医療体制の整備や広域災害への備えなど広域で対応が必要な課題のほか、複雑化する保健事業の安全・円滑な実施には、医師会、歯科医師会など関係機関との連携・協力が不可欠です。	現行どおり	県及び印旛郡市の負担金審議会のほか、協定や市補助金交付要綱等に基づき負担金等を交付します。
						有効性	A	各団体の活動により、本市が行う保健事業等への円滑な協力が得られるとともに、市民の疾病予防と健康増進を行っています。		
						効率性	A	事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会にて審議されているほか、協定や補助金交付要綱等に基づき交付しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
46	健康データ管理事業	健康増進課	データを活用した適切な保健事業や健康情報の提供が受けられることにより、市民がより健康な生活を送れている。	保健事業の対象者や受診者のデータを経年管理し、効率的な事業運営を行うとともに、結果を分析し事業企画等に反映させる。	各種保健事業の勧奨通知や結果通知などの円滑な実施と、統計報告等のデータ処理業務を効率的に行うことができました。	妥当性	A	市民の健康づくりのために実施する保健事業の効率的な運営や、効果的な事業企画等に反映させるためのデータ管理であり、健康増進法第三条に基づき、市の施策として実施しています。	現行どおり	市民の健康づくりに寄与する事業運営を行うため、データを蓄積し、その有効活用ができるよう、各職員の研鑽をすすめます。また、法改正に対応するためのシステム改修を行います。
						有効性	A	経年的なデータ管理により、個人及び集団の傾向が把握できます。また、各種保健事業数、対象者・利用者数とも年々増加しており、その膨大なデータの処理に欠かせないシステムです。		
						効率性	A	サーバを保有せず、パッケージソフトをASPサービスで使用するにより、経費の節減ができています。		
47	健康増進人事管理事業	健康増進課	健康増進課で実施する各種事業において、それぞれの業務に必要な事務員及び医療資格者を雇用することで、各種事業の円滑な執行及び適正な管理を行う。	健康増進課事業の会計年度任用職員にかかる報酬、職員手当等、共済費の執行管理を行う。	検診事業、予防接種事業（高齢者・母子）、よい歯のコンクールの口腔内審査補助、健康相談・健康教育等の成人保健事業、赤ちゃん訪問・妊産婦相談・乳幼児健診等の母子保健事業を円滑に実施できました。	妥当性	A	年間を通じ様々な事業や相談を行っており、時期あるいは事業実施日に多くの人員が必要となり一般職員だけでは事業の実施に支障が生じるため必要な事業です。	現行どおり	健康増進課で実施する各種事業を円滑に、かつ感染予防対策をとりながら執行するため、必要な事務職員及び医療資格職員を確保します。
						有効性	A	各事業により必要とされる医療資格が異なることから、臨機応変に必要な知見を有する職種をそれぞれの業務に従事させることで、各事業が円滑に実施できました。		
						効率性	A	各会計年度任用職員を横断的に複数の事業に従事させることで、事業間を連携させるとともに雇用の効率性が確保できました。		
48	新型コロナウイルス対策医療機関等支援事業	健康増進課	新型コロナウイルス感染防止にかかる各種助成金の支給等により、地域医療体制を維持する。	新型コロナウイルス感染防止のため、市内医療機関等に対し、医療資材を購入・配布、助成金（発熱対応医療機関、感染防止対策、オンライン診療等）の支給等を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関が被る物的・経済的負担を軽減することにより、住民の医療需要に応えるとともに、地域の医療体制が維持できました。	妥当性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。	現行どおり	新型コロナウイルス感染症対策に協力する医療機関等への奨励金の支給を行います。
						有効性	A	医療現場に必要な医療資材を調達し、適時に配布できたこと、また新型コロナウイルス感染症の対応により発生する医療機関への負担を、各種助成金等の支給により直接的かつ効果的に軽減できました。		
						効率性	A	医療機関と直接きめ細かなやり取りを行い、適切に進捗管理を行うことで高い執行率が確保できました。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
49	新型コロナウイルス対策検診等予約システム導入事業	健康増進課	各種検診に事前予約制を導入することにより、これまでの先着順から人数制限を設ける予約制に改めることで、新型コロナウイルス感染症対策を行う。	感染予防対策として予約制で集団検診を実施するため、予約システム導入に向けた健康管理システムの改修と電話予約受付回線工事を行う。	検診予約システムの導入により予約制による検診事業の実施体制が整備できました。	妥当性	A	市民の健康づくりのために実施する保健事業の効率的な運営や、効果的な事業企画等に反映させるためのデータ管理であり、健康増進法第三条に基づき、本市の施策として実施しています。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	健康管理システムと連携した検診予約システムを導入することで、膨大なデータ処理に対応できます。また予約システムを利用できない人に向け電話予約回線を増設することができました。		
						効率性	A	検診予約システムと健康管理システムでデータの取り込みが可能になることで経費の節減ができています。また、健康管理システムで予約管理することで、検診業務を効率化することができます。		
50	検診事業	健康増進課	検(健)診を受け、疾病の予防・早期発見・早期治療を行い、市民が健康な生活を送れている。	市民の健康保持増進を目的とし、各種がん検診や骨粗しょう症検診等を行う。	新型コロナウイルス感染症の流行により春夏の検診を中止し、再開時には密を避けるため定員制として感染防止対策を行い実施しました。	妥当性	A	健康増進法第19条の2、がん対策基本法第4条、千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき実施しています。疾病の早期発見、早期治療に結びつけることができるよう各種検診の実施は必要です。	現行どおり	市民の健康保持増進を目的とした各種検診等は今後も継続して実施していきます。疾病の予防・早期発見・早期治療、市民が健康な生活を送れるよう受診勧奨を続けます。感染予防のため集団検診も予約制を導入します。
						有効性	A	検診の内容は国の指針などの基準を踏まえて実施しています。検診の種類は、集団・個別検診とも目標とする検診を実施できています。		
						効率性	A	集団検診と個別検診を選択でき、集団検診では土曜日実施等、市民への利便性を検討し実施しています。感染症予防事業費等国庫補助金・千葉県健康増進事業費補助金を活用しています。4～7月の集団検診との中止とその後受診控えが続いたことにより、大幅に実績が減少したものと推察します。		
51	予防接種事業	健康増進課	市民が予防接種を安全に受けることができ、感染症を予防し、健康で快適な生活を送れている。	市民を対象に予防接種法に基づく定期予防接種及び感染症の流行等に伴い必要な任意予防接種を行う。感染症予防のための啓発、予防策についての普及活動を実施する。感染症発生時は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく県の依頼要請等を受けて対応する。	各種予防接種の実施と対象者への周知を行いました。県内統一の予診票を導入し、過誤を防ぐ体制づくりを行いました。緊急風しん対策としての予防接種費用の助成申請が22件、骨髄移植等特別の理由により、免疫が消失した未成年者の再接種費用の助成申請が1件ありました。10月からロタウイルスワクチンの定期接種を開始しました。	妥当性	A	予防接種法に基づき実施が義務付けられている定期の予防接種を継続して実施する必要があります。	現行どおり	感染症予防に関する普及啓発を随時実施していきます。風しんの追加的対策の最終年度となるため、抗体検査およびMR接種を勧奨していきます。また、緊急風しん対策としての、予防接種費用の助成も継続実施していきます。
						有効性	A	基本的に予防接種法に基づき実施します。疾病予防に寄与できる接種率を保持するよう、また、過誤なく接種できるように医療機関や市民に周知しています。		
						効率性	A	A類疾病の予防接種は9割、B類疾病は3割程度を地方交付税で手当てされています。B類疾病の高齢者等インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンは被接種者に一部負担金があります。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
52	感染症予防事業	健康増進課	適切な新型コロナウイルス感染症対策をとることができる。市民への予防対策等の周知を行い、市民が適切な予防活動をとることができる。拠出した衛生資材の備蓄を補充できる。	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を担い、市の方針を決定する場を設け、市民へ予防対策や感染状況などの情報提供を行う。感染症予防対策のための消毒薬・マスク等の購入、配布を行う。	新型コロナウイルス感染症対策本部会を19回、幹事会を5回開催し、その都度事務局として、開催準備や庁内調査、とりまとめ等を行いました。情報提供については国・県の情報をもとに緊急事態の協力要請や市内感染状況の周知について、市政日より、パンフレット、ホームページ、ツイッター・よめーる・ヤフー防災アプリ・LINE・Facebook、防災行政無線などを活用して行いました。	妥当性	A	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に市の対策本部の設置や役割が定められており、市での対応も必要です。	一部改善	社会的にも重大で危機的な状況が長期に続くことを鑑み、市の危機対応として、新型インフルエンザ等対応ガイドラインを策定し、対策本部における事務分掌を明確化し、事務局を担う部署に負担が集中せず、庁内の力を結集して取り組める方向に改善できるよう検討します。
						有効性	A	関係法令に従い、国・県の対策と整合性を持って各種対策を実施しました。		
						効率性	B	備蓄品については新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用しました。幅広い対策について、本部内で分担して対応しましたが、対策本部事務や情報提供のあり方については検討が必要です。		
53	新型コロナウイルス対策周知啓発事業	健康増進課	新型コロナウイルス感染症に係る情報を市民や事業者などが容易かつ平等に入手できる。	新型コロナウイルス感染症対策の情報を網羅したパンフレット等を発行し、全世帯に配布する。	パンフレット発行時点での最新の情報を提供できるよう作成し、全世帯に配布できました。	妥当性	A	市民に必要な感染対策の情報と市の支援策等を周知する手段として、手元で確認できるパンフレットにしたことでインターネットを使いづらい世代にも届きやすい情報発信ができました。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	B	作成時点としては最新の情報を紙媒体で提供し、市民の皆様によりわかりやすいように情報を分類して掲載することができました。ただ、情報が随時変化するため、長期に利用することはできませんでした。		
						効率性	A	地方創生臨時交付金を活用しました。配布についてはシルバー人材センターに委託し、費用対効果を高める工夫をしました。		
54	新型コロナウイルス対策衛生資材等整備事業	健康増進課	各種保健事業を行う上での新型コロナウイルス感染防止にかかる必要物資等の整備を行うことで、安全に保健事業を利用することができる。	安全な保健事業実施に向けた感染防止対策をする。新しい生活様式の継続を踏まえ、必須となるマスクの備蓄をする。	安全に保健事業を実施することができました。	妥当性	A	感染症流行下での安全な事業実施には感染防止のための資材は必須です。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	事業の再開に向け、また、各事業の実情に応じて、実際に必要な資材を検討しながら購入できました。		
						効率性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用し財源を確保して実施できました。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
55	新型コロナウイルス対策インフルエンザ任意接種助成事業	健康増進課	市民にインフルエンザ任意接種助成金を支給し、インフルエンザによる肺炎の重症化を予防することにより、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、来る冬季に向けて医療体制の負担を軽減している。	新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、インフルエンザによる肺炎の重症化を予防し、来る冬季に向けて医療体制の負担を軽減する。	妊婦および生後6か月から小学校2年生相当の年齢の方で申請のあった3,745人に助成金を給付し、インフルエンザ感染症を予防し、間接的に医療体制の負担軽減ができました。	妥当性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	妊婦および乳幼児に対して、インフルエンザ予防接種助成を行うことでインフルエンザ感染症予防を行い、医療体制の負担が軽減されました。		
						効率性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用し財源を確保して実施できました。		
56	新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康増進課	市民が予防接種を安全に受けることができ、感染症を予防し、健康で快適な生活を送れている。	法に基づく新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの臨時接種を安全かつ円滑に実施するため、体制整備・市民周知を行う。	今後必要な新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制を整えることができました。また、令和3年度に予算を繰り越して事業を継続し、接種体制の確保を進めます。	妥当性	A	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、市町村が実施主体となっており、住民には努力義務が課せられています。	現行どおり	新型コロナウイルスワクチンの十分な供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、準備を進めていきます。
						有効性	A	新型コロナウイルスワクチン接種は、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることが期待されています。		
						効率性	A	ワクチン供給量の見通しが不透明であり、超低温管理を要するなど取扱いに特別な配慮が必要なため、国庫補助を最大限に活用し、予約システムの稼働と接種施設へのワクチン供給について適時に最適化を行うための準備を計画しています。		
57	保健推進員事業	健康増進課	市民の健康に関する意識の向上、健康の保持増進に役立てる。	自治会からの推薦があった人(40人以内)を市長が委嘱し、行政と市民とのパイプ役、地域の身近な相談役として活動する。市内5中学校区に分かれて活動を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域ミニ講座等例年実施している地区活動はできませんでしたが、ウォーキングマップ作成や食育劇の動画撮影など、活動方法を工夫しながら実施しました。また、新任期の委嘱の準備ができました。	妥当性	A	市と市民のパイプ役、市民協力の担い手としての意味合いを持つ活動団体で、市民のニーズを踏まえた活動を行うことで、地域への健康意識の高揚や知識の普及につながっています。	現行どおり	保健推進員自らが、健康的な生活を心がけ、市民ニーズの把握や地域の状況に応じた活動を行いながら、市と市民とのパイプ役として活動します。また、市民に保健推進員の活動について周知します。
						有効性	A	実践活動の中で、保健推進員自身も健康について学ぶ場や振り返る機会となり、資質の向上につながっています。保健推進員が健康情報を提供することで、家族、近隣、地域へと健康づくりの取り組みが広がっています。		
						効率性	A	健康づくりの推進のため、5中学校区毎に活動を行っています。地域と行政をつなぐ役割を担い、地域の健康水準の向上を目指しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
58	健康よつかいどう21プラン推進事業	健康増進課	多くの市民が各種健康づくり事業を利用し、自らの主体的な健康づくりに役立てている。	健康づくりの指針である「健康よつかいどう21プラン」の推進のための啓発活動、各種健康づくり施策を実施するとともに、実施状況の管理を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント中止が相次ぐ中、プラン推進のための啓発として、市政だよりやホームページの活用のほか、大手スーパーと連携し、栄養バランスについての健康情報を幅広い年齢層に提供しました。よい歯のコンクールは標語部門のみ実施、各種教室は感染対策を行い、緊急事態宣言時はオンラインでの運動教室を実施しました。	妥当性	A	健康増進法および市民の健康づくりの指針である健康よつかいどう21プランに基づき実施される健康づくりの施策として必要な事業です。	現行どおり	「第2次よつかいどう21プラン」の推進のための啓発活動、各種健康づくり施策を、新しい生活様式に合わせた形で実施し、プラン推進状況の管理を行います。
					新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第2次プランに位置付けられた各種健康づくり施策を可能な範囲で形を変えるなど工夫をしながら実施しました。	有効性	A			
					市の大型イベントが中止になったため、大手スーパーと連携することで、幅広い年齢層に健康情報を提供することができました。	効率性	A			
59	成人保健事業	健康増進課	市民が健康に関する情報を得て、生活習慣が改善される。	生活習慣の改善及び健康意識を向上させるため、健康増進法、自殺対策基本法に基づき、市民の健康保持増進と疾病予防のための健康教育・健康相談事業等を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、前半の集団検診が中止となったため、母子保健事業を中心に生活習慣病予防の大切さについて啓発を行いました。健康相談、教室は感染対策を徹底して実施しました。また、自殺対策連絡会議ではコロナ禍の自殺者増加の懸念や、連携の重要性を共有し、今後の活動につなげることができました。ゲートキーパー研修は参加人数を減らし、2回実施しました。	妥当性	A	市町村の責務として健康増進法や自殺対策基本法に基づき、保健事業を実施しています。生活習慣病の予防、その他心身の健康に関する正しい知識の普及により、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や健康の保持増進に取り組んでいます。	現行どおり	生活習慣の改善及び健康意識の向上のため、健康増進法、自殺対策基本法に基づき、市民の心身の健康保持増進と疾病予防のための健康教育・健康相談事業等を行います。また、状況に応じて、新しい生活様式に合わせた形で実施していきます。
					レベルの異なる健康度の市民に対し、様々な手法を用いて事業を実施することで、市民の健康意識の向上や、健康の保持増進につながっています。	有効性	A			
					生活習慣病予防と健康意識の向上のために、既存の保健事業を利用して広く健康情報を提供したり、生活習慣病予備軍などのハイリスク者へ働きかける等、様々な手法を組み合わせ、保健事業を実施しました。	効率性	A			
60	母子保健事業	健康増進課	親子支援を通して、親が育児不安・負担を解消し、健やかな子育てができている。	健康の保持増進、育児支援のため、妊産婦、乳幼児を対象に相談、健診、各種教室等の開催、家庭訪問等を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大により、各種事業中止時には、専門職による訪問・面談を実施し、孤立しがちな家庭や複雑な家庭環境等にあるハイリスクケースの支援ができました。また、事業再開後は、各種事業感染対策を実施しながら切れ目のない事業が展開できるように対応しました。	妥当性	A	主に母子保健法に基づいた事業で、市町村が実施主体となります。親子の孤立やステップファミリーなど複雑な家庭環境の増加により、虐待予防の観点からもニーズは増大しており、必要な事業です。	現行どおり	新型コロナウイルス感染症対策を取りながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。
					切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から子育て期のきめ細やかな支援として各種事業を展開しています。	有効性	A			
					新型コロナウイルス感染症の感染状況や緊急事態宣言発令の状況に応じて、最適な事業形態を模索しながら実施しました。	効率性	A			

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
61	ことばの相談事業	健康増進課	ことばの発達の遅れ、またはその疑いがある児童及び保護者が、個別相談を受け、関係機関の支援等を受けることで育児不安が軽減できる。	ことばの個別指導・相談、関係機関との連携、小学校への引継ぎなどを行う。	個別相談や関係機関と連携し、ことばを含めた育ちの発達支援を行い、また、ニーズに応じて受診相談や療育相談を行うことにより、育児不安の軽減につながりました。	妥当性	A	ことばの相談は福祉・保健・療育分野に関わる必要性の高い事業です。	現行どおり	就学前のお子さんを持つ市民の、子どもの育ちに関する不安や心配に対し、他機関と連携しながら対応することで、親子関係が安定し、家族の健康度を保ちます。
						有効性	A	乳幼児の育ちや、親子関係の相談を育児支援の枠内で扱うことで、保護者の経済的負担がなく、心理的負担の少ない方法で気軽に相談ができ、早期に必要な支援を行えました。		
						効率性	A	言語聴覚士が1名で、個別相談時間の確保が難しいため、関係機関と必要時連携を取り、保育園や幼稚園等集団の場での支援も行いました。		
62	新型コロナウイルス対策妊産婦等支援事業	健康増進課	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受ける中で、妊娠、出産した家庭への経済的支援のため給付金を支給する。	新型コロナウイルス感染症対策として、妊婦および出産された方へ支援を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受ける中で、妊娠、出産した家庭529件に5万円を給付し経済的支援が実施できました。	妥当性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。	完了	令和2年度のみのも事業です。
						有効性	A	妊婦および産婦に対して、給付金を支給することで経済支援を行うことができました。		
						効率性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用し財源を確保して実施できました。		
63	新型コロナウイルス対策2歳6か月児歯科健診事業	健康増進課	新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に対応し個別方式で2歳6か月児歯科健診を実施し、むし歯予防への支援を行う。	新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に対応した2歳6か月児個別歯科健診を行う。	個別方式による2歳6か月児健診を実施し、536人の受診がありました。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用することで、健診を実施することができ、むし歯予防の支援をすることができました。	妥当性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。	完了	母子保健事業の中で集団方式による健診を実施します。
						有効性	A	新型コロナウイルス感染症対策をしながら個別方式で健診を受診することができ、むし歯予防に寄与することができました。		
						効率性	A	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用したことにより、個別対応での健診を実施することができました。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
64	保健センター管理運営事業	健康増進課	保健センターを衛生的、安全に管理し、利用者が安心して利用している。	市民の生活に密着した保健サービスの拠点となる保健センターの保守・保安管理、施設・設備の維持管理を行う。	施設管理等委託、施設老朽箇所の工事や修繕により、安全で安定した施設運営が行え、良好な使用環境を整えることができました。	妥当性	A	建築物として各種法定点検が必要です。また、市民の健康づくり、保健事業の拠点として多くの市民が利用しており、施設の老朽化に伴い、快適性の維持、安全管理が必要です。	現行どおり	適正な保守、点検により改善箇所を検出します。修繕、改修等の実施は、優先順位をつけ、大きなものは計画的に行っていきます。また、可能な限り本庁舎管理との一括契約や同一業者に委託する等により経費を縮減していきます。
						有効性	A	各種点検、修繕等を行い、市の保健事業の最大にして唯一の拠点である保健センターを、衛生的、安全に管理できています。		
						効率性	A	通年業務については、本庁舎管理と協力し可能な限り一括契約等により経費の縮減を行っています。なお、建物が築30年を超え、維持管理のコストが増加していくことが見込まれます。		
65	休日夜間急病診療所事業	健康増進課	休日夜間急病診療所業務が円滑に遂行されることにより、市民が休日夜間における適切な一次診療を受けている。	医師会等の協力により、日曜・祝日及び年末年始の夜間に市保健センター内に休日夜間急病診療所を開設し、急病患者の応急診療を行う。	地区医師会・市薬剤師会等の従事協力により初期診療業務を運営することができました。	妥当性	A	医療法および県保健医療計画に基づき、市が公設診療所で初期救急医療を確保することにより、市民が安心して適正な救急診療を受けられる体制を維持する必要があります。	現行どおり	救急医療機関は、経常的に存在することにより、市民の安心につながり、また、初期救急医療を確保することは市の役割であることから、平常時から基本的な診療体制を整備しておく必要があるため、継続して運営します。
						有効性	A	コロナへの不安から受診控えがあったと推察されますが、診療や電話相談対応により、急病時の苦痛や不安の軽減とともに、繁忙期には、2次救急医療機関の負担軽減につながっています。		
						効率性	A	初期救急医療であるため医療設備等は必要最小限で運営しており、医師会、薬剤師会の協力を得ながら必要最低限の経費で維持管理を行っています。また、発熱外来の指定を受けなかったため、実績は大幅に減少しました。		
66	国保運営事業（国民健康保険特別会計）	国保年金課	医療費を適正化することで、保険者及び被保険者の医療費負担軽減になっている。適正な資格審査及び資格管理を行うことで、被保険者が安心して医療を受けられている。	資格管理及び被保険者証交付事務などの電算化、被保険者資格の適正化、退職被保険者等資格の適正化、医科・歯科レセプト及び柔道整復療養費申請書の2次点検による医療費の適正化、国保運営協議会の開催等を行う。	業務委託により、レセプトの2次点検を行い、医療費の適正化や被保険者資格の適正化を行いました。運営協議会を開催し、国保運営の重要事項について審議しました。	妥当性	A	国民健康保険法で定められている事業であり、健全で安定的な国保運営をするためには必要な事業です。	現行どおり	被保険者の資格確認を行い、レセプト等の2次点検による医療費を適正化することで、引き続き適正かつ安定的な運営を実施します。
						有効性	A	レセプトの2次点検による医療費の適正化、被保険者資格の適正化及び運営協議会の開催について、成果目標を達成でき、一定の効果を得られています。		
						効率性	A	必要な事務の電算化や委託化により、効率的に事業を実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度	
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
67	国保給付事業 (国民健康保険特別会計)	国保年金課	保険者が医療費など適正な負担をすることにより、被保険者が一定の負担で安定的な医療サービスを受けられている。	国保連合会から請求された保険者負担分及び診療報酬審査手数料を支払う。被保険者が申請した療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支払う。	被保険者に対して、適正な保険給付を行い、負担の軽減につなげました。	妥当性 A	国民健康保険法で定められている事業であり、被保険者が一定の負担で安定的な医療サービスを受けるうえで必要な事業です。	現行どおり	国保連合会で診療報酬審査を委託し、適正かつ効率的な事業運営を行います。被保険者が一定の負担で安心して医療サービスが受けられるよう適正な保険給付を行います。
					有効性 A	適正な保険給付をすることで、必要な医療サービスが受けられ、被保険者の負担軽減につながります。			
					効率性 A	レセプトの審査、支払事務を委託にすることにより、事務の軽減につながり、適正化・効率化を行います。また、必要な事務の電算化により効率的に事業を実施しています。			
68	国保保健事業 (国民健康保険特別会計)	国保年金課	保健事業を展開することにより、医療費の抑制を行い、健全で安定的な運営を行っている。被保険者の健康維持増進及び疾病予防が自己の医療費負担の軽減になっている。	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・特定保健指導を行う。疾病の早期発見のために人間ドックの受検費用に対し、助成を行う。	被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導及び、短期人間ドック助成事業を行い、医療費の負担軽減と被保険者の健康維持増進に取り組みました。	妥当性 A	特定健康診査・特定保健指導については国民健康保険法第82条で定められている事業であり、被保険者の健康維持増進、健全で安定的な事業運営のため必要な事業です。	現行どおり	引き続き被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導及び、短期人間ドック助成事業を行います。また、受診勧奨を行い、受診者を増やすことで疾病の予防・早期発見・早期治療につなげ、また、糖尿病性腎症重症化予防事業を行い、さらなる医療費の負担軽減と被保険者の健康保持増進に取り組んでいきます。
					有効性 A	特定健診の結果から、積極的支援と動機付け支援に該当する者に保健師や管理栄養士など、専門職による継続的な支援を行い、被保険者の生活習慣を改善することで、被保険者の健康維持、疾病予防が行われています。			
					効率性 A	引き続き補助金を活用し、効果的な保健事業を展開することで、受診率の向上を目指します。			
69	国保税賦課徴収事業 (国民健康保険特別会計)	国保年金課	適正な賦課及び徴収により被保険者が公平に保険税を負担している。	国民健康保険被保険者に対する保険税の賦課徴収を行う。	市税等収納向上対策本部による滞納整理を実施し、令和3年度からの電子収納を導入する準備を行いました。また、新型コロナウイルス感染症により一定程度収入が減少した被保険者等に対し、保険税の減免を実施しました。	妥当性 A	地方税法に定める規定と国保税条例に基づく事業です。加入世帯の員数・所得に応じて国保税を賦課徴収するもので、負担の公平性から必要な事業です。	現行どおり	市税等収納向上対策本部による滞納整理並びに国保税収納員による収納事務を実施します。また、令和3年4月から、スマートフォン決済アプリを利用した納付を開始します。
					有効性 A	被保険者の世帯員数・所得状況を適切に把握し、適正な保険税賦課を行います。また、滞納整理等の実施により収納率が向上しています。			
					効率性 A	市税等収納向上対策本部において計画した、効果的かつ効率的な徴収対策を実施しています。			

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
70	国保税還付金 (国民健康保険特別会計)	国保年金課	保険税の還付及び充当を行うことで、被保険者が保険税を適正に納めることができる。	過誤納保険税は、未納期間がある場合、まず未納となっている保険税や他の市税等に充当処理を行う。充当すべきものがない場合や、充当してもなお過誤納保険税が残る場合に還付処理を行う。	被保険者の過誤納から生じる還付金支出について、短期間で的確に実施し納税者の税負担の公平性につなげました。また、新型コロナウイルス感染症により一定程度収入が減少し、保険税の減免の対象となった被保険者に対し、既に納付済みの保険税還付を行いました。	妥当性	A	還付・充当は地方税法に定められているものであり必要な事業です。	現行どおり	地方税法の規定と国保条例に則り過誤納金を的確に管理し短期間での還付充当処理を行います。
						有効性	A	還付・充当を的確に処理することで納税者の税負担の公平性につながっています。		
						効率性	A	充実した電算化によりの確に課税が管理され、結果として過誤納による還付充当も効率的となっています。		
71	後期高齢者医療制度事務事業 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	被保険者の身近である市役所で、窓口業務を担うことにより、各種申請手続きの利便性がよくなる。後期高齢者医療制度の適正な運営が行われる。	被保険者の資格の得喪や給付の申請などの窓口業務を行う。	各種申請書の受付業務や、保険証の再発行などを行い、後期高齢者医療制度の円滑な運営ができました。	妥当性	A	高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であるため必要です。	現行どおり	被保険者の利便性がよくなることで、安心して医療が受けられるよう実施していきます。
						有効性	A	高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であり、被保険者の申請手続きの利便性につながっています。		
						効率性	A	高額療養費支給申請書や基準収入申請書など各種申請書の窓口での受付及び保険証の郵送により、被保険者の利便性がよくなっています。		
72	長寿・健康増進事業助成事業 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	短期人間ドックを受検することにより、生活習慣の見直しや疾病の予防・早期発見が可能となり、健康保持が増進され医療費抑制に繋がる。	短期人間ドック受検料の助成を行う。	短期人間ドック受検料の助成を行い健康保持の増進に寄与することができました。	妥当性	A	短期人間ドックを受検することにより、生活習慣の見直しや疾病の早期発見ができ、早期治療及び医療費の抑制につながるため必要な経費です。	現行どおり	短期人間ドック受検料の助成を行うことで、疾病を予防・早期発見でき、医療費抑制にも繋がるため、関係機関と連携を行います。また、令和3年度から千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金が廃止となったことから、今後、助成額等の見直しの検討を引き続き行う必要があります。
						有効性	A	短期人間ドック受検料を助成することで、被保険者が負担する受検料が軽減されるとともに、被保険者の健康保持の増進、疾病の早期発見、早期治療が期待されます。		
						効率性	A	千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金が令和3年度から廃止されるため、今後、助成額の見直しの検討が必要です。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
73	後期高齢者医療制度保険料徴収事務事業 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	後期高齢者医療制度の適正な運営が行われている。	千葉県後期高齢者医療広域連合により決定された保険料を徴収する。	負担能力に応じた保険料を徴収することで、制度を円滑に運営することができました。また、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免を実施しました。収納率向上対策として、市税等収納向上対策本部による滞納整理を実施しました。	妥当性	A	高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であり、負担能力に応じた保険料を徴収することで、円滑な制度運営を行うために必要です。	現行どおり	高齢化の進捗に伴い、医療費の増大が予想されることから保険料の確保が不可欠となるため、関係法令に則って保険料の収納率向上を目指します。
						有効性	A	広報・ホームページ等で納付方法に関する周知・啓発を行うとともに、電話催告・休日滞納整理を実施により収納率の向上を目指しています。		
						効率性	A	他の課と連携をとり、計画的に効果・効率的に収納対策を実施しています。		
74	後期高齢者医療保険料還付金 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	被保険者の過誤納となった保険料を還付することで、被保険者の保険料を適正に納めることができる。	被保険者の過誤納となった保険料を還付する。	賦課更正等に伴い過誤納となった保険料を還付し、適正な保険料を徴収することができました。	妥当性	A	高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法に基づき行っている必要な事業です。	現行どおり	被保険者の過誤納となった保険料を迅速に還付します。
						有効性	A	保険料の還付を適正に処理することで、被保険者の公平な負担につながっています。		
						効率性	A	事務の電算化により、過誤納となった保険料の還付処理を効率的に行っています。		
75	国民年金事務事業	国保年金課	国民年金第1号被保険者の資格取得、免除申請等及び老齢基礎年金等の制度の説明を行うとともに、各種申請書等の届出の受付を円滑に行い年金制度の普及・啓発を行う。	国民年金被保険者などの資格の得喪及び免除や年金裁定請求の受付を行い進達を行う。	国民年金第1号被保険者に関する各種届出事務や裁定請求に関する事務を行い、被保険者等に対し年金制度の普及・啓発を行いました。また、年金事務所と連携して、相談業務を行いました。	妥当性	A	国民年金法第3条及び第6条に定められており、市が実施すべき法定受託事務です。	現行どおり	法定受託事務であるため、関係法令に則って事務を適正に実施します。
						有効性	A	被保険者の各種届出申請などの手続きが適正に行われています。		
						効率性	A	窓口業務の委託や事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度	
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
76	日雇特例健康保険事業	国保年金課	日雇特例健康保険が適切に受けられている。	被保険者手帳の収入印紙の貼付を確認し、被保険者の受給資格の検認を行う。また受給資格者票や被保険者手帳の交付・更新を行う。	事務の適正な実施により、日雇特例保険が適切に受けられました。	<p>妥当性 A</p> <p>有効性 A</p> <p>効率性 A</p>	<p>健康保険法施行令第61条第1項及び第62条に定められており、市が実施すべき法定受託事務です。</p> <p>各種届出申請などの手続きを適正に行い、被保険者が日雇特例健康保険を適切に受けられています。</p> <p>日雇特例被保険者数は極めて少ないですが、効率的に事業を実施しています</p>	現行どおり	法定受託事務であるため、関係法令に則って事務を適正に実施していきます。